

# 「IoT.make Kyoto camp」参加規約

## 第1条(総則)

シャープ株式会社(以下、「運営者」といいます)は、IoTモノづくりベンチャー企業や新規事業を目指す起業家を支援する目的で、モノづくり研修「IoT.make Kyoto camp」(以下、「本研修」といいます)を実施致します。本規約は参加企業様及び起業家様(以下、「参加者」といいます)が、本研修にご参加いただくための条件を定めるものとなっております。

本研修にご参加いただくためには、本規約に同意いただく必要があります。

## 第2条(本研修の内容)

本研修では、以下の内容を行います。

1. 運営者によるモノづくりに関する講義(運営者が社員研修等で使用している非公開情報を含む)。
2. 運営者と参加者との間での意見交換(ただし、具体的な法的なアドバイスは一切含まれないものとします)。
3. 前各項に関する運営者からの情報提供。

## 第3条(本研修の開催)

1. 本研修は、以下の開催条件をもとに開催されるものとします。  
施行条件：参加人数5名。  
最大条件：参加人数16名。
2. 本研修参加申込書を提出された場合であっても、前項の開催条件との関係で、運営者がお断りする場合がありますことを予めご了承ください。
3. 第1項の開催条件が満たされない場合、運営者は本研修を開催しない場合があります。開催しない場合、運営者から本研修を開催しない旨を本研修開催初日の7日前までに参加申込書に記載された連絡先へと通知します。
4. 本研修が開催されないことに関して、運営者は参加者に対してその責任を負わないものとします。

## 第4条(本研修に係る費用)

1. 参加者は、本研修への参加にあたり、1名あたり50,000円(税抜)の負担に同意頂きます。
2. 前項の研修費には、宿泊費、食事代等、参加者に発生する費用は含まれておりません。
3. 参加者は、運営者から参加者に対して別途発行する請求書に記載の条件により、本研修開催前までに研修費を支払うものとします。
4. 参加者は、運営者へとお支払いいただいた研修費は、いかなる事情(参加者が講義に参加しなかった場合を含みます)をもっても返金されないことに同意するものとします。

## 第5条(参加者の個人情報等の取扱い)

1. 参加者は、本研修への参加にあたり、運営者が以下の情報(以下、これらを総称して「各種情報」といいます)を収集、保存することに同意するものとします。
  - (1)参加者の氏名、連絡先、その他参加申込書に記載いただきました情報
  - (2)団体によるご参加の場合、参加団体名、連絡先
  - (3)参加時の状況(写真撮影、アンケート内容等)
2. 各種情報は、本規約で別途定めがある場合を除き、本研修を運営することのみを目的として、運営者において利用させていただきます。

3. ご提供いただいた各種情報は、運営者が定める「[プライバシーポリシー](http://www.sharp.co.jp/privacy-j.html)」(<http://www.sharp.co.jp/privacy-j.html>)および「[お客様情報の取扱いについて](http://www.sharp.co.jp/privacy/index-j.html)」(<http://www.sharp.co.jp/privacy/index-j.html>)にしたがって適切に管理しますので、必ず「プライバシーポリシー」および「お客様情報の取扱いについて」をご確認いただきますようお願い致します。
4. ご提供いただきました各種情報を、京都リサーチパーク株式会社、運営者の国内外の関係会社、支援者及び法令上または契約上、本規約と同等の守秘義務を負う各社の弁護士等と共有する場合があります。
5. ご提供いただいた各種情報は、前項の規定の場合及び法令に定めがある場合を除き、第三者に提供することはありません。万が一第三者に提供することとなった場合は、参加者の事前同意を取得致します。
6. 参加者が本研修に参加しない場合には、ご提供いただいた参加者情報を直ちに破棄いたします。
7. ご提供いただいた各種情報の取扱責任者は、シャープ株式会社研究開発事業本部 オープンイノベーションセンター所長といたします。連絡先：[IoT.makeBootcamp@sharp.co.jp](mailto:IoT.makeBootcamp@sharp.co.jp)
8. 本研修に関して運営者から送信いたしましたメールは、参加者個人に宛てたものです。メールの一部または全部を転用したり、二次利用することをご遠慮ください。
9. 本規約に関連して参加者よりご提供いただいた個人情報に関する訂正、追加、削除、利用停止等のご請求、その他のお問い合わせについては、下記窓口にお問い合わせください。  
お問い合わせ窓口：<http://www.sharp.co.jp/privacy/inquiry.html>

#### 第6条(秘密情報の取り扱い)

1. 参加者は、本研修で知りえた運営者が秘密と明示した秘密情報を第三者に開示・漏洩し、または本研修の目的以外には使用してはならないものとする。ただし、次の情報についてはこの限りではない。
  - (1) 公知、公用のもの
  - (2) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知、公用となったもの
  - (3) 開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
  - (4) 秘密情報から除外することについて相手方の文書による同意を得たもの
  - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの
  - (6) 開示を受けた後、開示された情報と関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの
2. 前項にかかわらず、参加者は、運営者の秘密情報につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所または行政機関に対して当該秘密情報を開示することができるものとする。
  - (1) 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること
  - (2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
  - (3) 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること
3. 本条に基づく義務は、本研修終了後も引続き3年間その効力を有するものとする。

#### 第7条(本研修参加にあたっての注意事項)

1. 運営者は、本研修の様子を記録するため、写真撮影することがあります。
2. 運営者は、前項の規定に基づき撮影した写真(参加者の顔・姿が映っている場合があります)、申込書記載の参加団体名、アンケートの記載内容および分析結果等につき、本研修に関する広報活動等で利用する場合があります。社内検証・広報活動での利用を望まれない参加者は、本研修お

申込み時に申込書内「ご意見・ご要望等」欄にその旨ご記載ください。申込書に記載がない場合、広報活動への利用に同意したものとみなします。

3. 本キャンプ中に参加者が提供する情報には、参加者が所属されている団体の秘密情報および第三者の秘密情報を含めないことをお約束ください。
4. 本研修にご参加いただくことで、参加者と運営者との間で何らの契約関係が直ちに生じるものではありません。

#### 第8条(反社会的勢力排除)

1. 参加者は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、および、今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、参加者が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、運営者は別段の催告を要せず即時本研修への参加を中止させることができるものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下反社会的勢力という)であること、または反社会的勢力であったこと。
  - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
  - (3) 親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ)が前2号のいずれかに該当すること。
2. 運営者は、参加者が本研修の参加に関連して、下記の各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず即時本研修への参加を中止させることができます。
  - (1) 運営者に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
  - (2) 偽計または威力を用いて運営者の業務を妨害すること。
  - (3) 相手方に対して指針が排除の対象とする不当要求をすること。
  - (4) 反社会的勢力である第三者をして前3号の行為を行わせること。
  - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
  - (6) 親会社、子会社が前5号のいずれかに該当する行為を行うこと。

#### 第9条(参加者の責任及び禁止行為)

1. 本研修に関連して、参加者が他の参加者若しくは第三者に損害を与え、または他の参加者若しくは第三者との間で紛争が生じた場合は、参加者自身の費用と責任で解決するものとし、運営者は一切関与せず、責任を負いません。
2. 本研修に関連して、参加者が運営者に損害を与えた場合は、参加者にその損害を請求することがあります。
3. 参加者が未成年の場合は、親権者等法定代理人の同意を得た上で申込みください。その場合、本規約において参加者が負うべき責任については、参加を同意された法定代理人が負うこととします。
4. 参加者は、本研修に参するにあたり、以下の行為をしてはならないものとします。運営者は、参加者が以下の行為を行った、または行うおそれがあると判断した場合は適当な措置を講じることができるものとします。
  - (1) 本規約その他運営者の指示事項に違反する行為
  - (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為
  - (3) 運営者もしくは第三者の活動を妨げる行為及び信頼を毀損する行為等、損害を与える行為

- (4) 本研修の運営を妨げる行為
- (5) 他者になりすまして本研修へと参加する行為
- (6) 本研修の目的に反する行為
- (7) 運営者または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (8) 政治活動、宗教活動、犯罪的行為若しくはそれらにつながる行為、またはこれに準ずる行為
- (9) その他運営者が不適切と判断する行為

#### 第10条(開催場所の構内における参加者の責任)

1. 参加者は、本研修の開催場所(以下、「本開催場所」といいます)において、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
  - (1) 本開催場所を本研修以外の目的で使用すること。
  - (2) 本研修の実施に必要な時間帯以外に、本開催場所に立ち入ること。
  - (3) 前各項のほか、運営者が別途指示した事項に反する行為。
2. 参加者が本研修に関して、または本研修外であっても本開催場所において、損害を被った場合には、その損害はすべて参加者が負担するものとし、参加者は、運営者に名目の如何を問わず何らの請求もしないものとします。
3. 参加者が本研修に関して、または本研修外であっても運営者の構内において、運営者または運営者の従業員に損害を与えた場合は、参加者はその損害を賠償しなければならないものとします。
4. 参加者が本研修に関して、または本研修外であっても参加者の構内において、第三者に損害を与えた場合は、参加者は自らの責任においてこれを解決し、運営者に対し一切迷惑をかけないものとします。また、運営者が第三者に対して損害の賠償をしたときは、運営者は、当該損害賠償額および弁護士費用を含む対応費用を参加者に対し求償することができるものとします。

#### 第11条(免責事項)

1. 運営者は、参加者が被った損害(参加者が第9条第4項の規定に違反して発生した問題により参加者自らが被った損害を含むがこれに限りません)について一切責任を負いません。
2. 運営者は、参加者が本研修を通じて得た情報・資料等および質問への回答等につき、その正確性、有用性、特定の目的への適合性等について、責任を負いません。また、運営者は、これらの情報等に起因して参加者または第三者が被った損害に対して一切責任を負いません。

#### 第12条(協議)

本研修に関して疑義が生じたときは、参加者と運営者との間で誠意をもって協議して解決をはかることとします。

#### 第13条(準拠法および裁判管轄)

本規約に関しては日本法が適用されるものとし、万が一、参加者と運営者の間で法律上の紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

シャープ株式会社